

大阪労働局発表
令和7年3月12日（水）

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
（代表電話）06（4790）6310

**高年齢者雇用確保措置
（65歳までの雇用義務）
の経過措置が、3月31日で終了となります**

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていた経過措置は、令和7年3月31日をもって終了します。

令和7年4月1日以降は、高年齢者雇用安定法第9条第1項※に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じる必要があります。

高年齢者雇用安定法第9条に違反することのないよう、就業規則の他の条項において、希望者全員を65歳まで継続雇用する旨を別途定めることにより既に雇用確保措置が講じられている場合等を除き、本経過措置の終了に伴い就業規則を変更するようお願いいたします。

ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

※高年齢者雇用安定法 第9条第1項
（高年齢者雇用確保措置）

定年（65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

- 一 当該定年の引上げ
- 二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。）の導入
- 三 当該定年の定め廃止

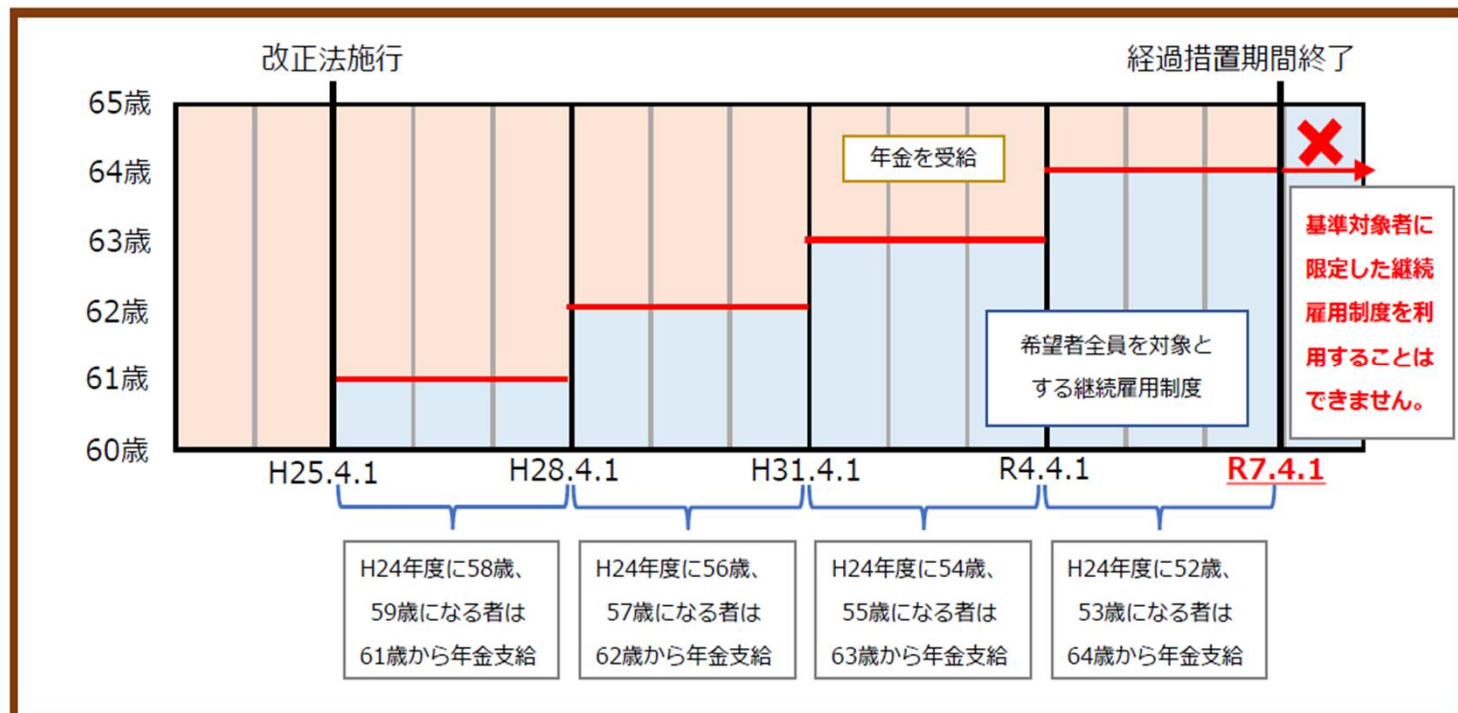
経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです

**4月1日以降は別の措置により、
高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります**

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

高齢者雇用安定法に関するお問い合わせ先

☆ハローワーク一覧

ハローワーク梅田	〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2(大阪駅前第2ビル16F) TEL 06-6344-8609 【部門コード52#】
ハローワーク大阪東	〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36(ピップビル1~3F) TEL 06-6942-4771 【部門コード51#】
ハローワーク大阪西	〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34 TEL 06-6582-5271 【部門コード33#】
ハローワーク阿倍野	〒545-0004 大阪市阿倍野区文の里1-4-2 TEL 06-4399-6007 【部門コード45#】
ハローワーク淀川	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11 TEL 06-6302-4771 【部門コード51#】
ハローワーク堺	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29(堺地方合同庁舎1~3F) TEL 072-238-8301 【部門コード31#】
ハローワーク布施	〒577-0056 東大阪市長堂1-8-37(イオン布施駅前店4F) TEL 06-6782-4221 【部門コード34#】
ハローワーク岸和田	〒596-0826 岸和田市作才町1264 TEL 072-431-5541 【部門コード31#】
ハローワーク池田	〒563-0058 池田市栄本町12-9 TEL 072-751-2595 【部門コード31#】
ハローワーク泉大津	〒595-0025 泉大津市旭町22-45(テクスピア大阪2F) TEL 0725-32-5181 【部門コード31#】
ハローワーク藤井寺	〒583-0027 藤井寺市岡2-10-18(DH藤井寺駅前ビル3F) TEL 072-955-2570 【部門コード 31#】
ハローワーク枚方	〒573-0031 枚方市岡本町7-1(枚方ビオルネ6F) TEL 072-841-3363 【部門コード31#】
ハローワーク泉佐野	〒598-0007 泉佐野市上町2-1-20 TEL 072-463-0565 【部門コード31#】
ハローワーク茨木	〒567-0885 茨木市東中条町1-12 TEL 072-623-2551 【部門コード31#】
ハローワーク河内長野	〒586-0025 河内長野市昭栄町7-2 TEL 0721-53-3081 【部門コード31#】
ハローワーク門真	〒571-0045 門真市殿島町6-4(守口門真商工会館2F) TEL 06-6906-6831 【部門コード31#】

※自動音声の後に部門コードを押してください。

大阪労働局 職業安定部 職業対策課 高齢者雇用対策係
大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21F
TEL 06-4790-6310